区連会 6 月定例会議説明資料 平成 3 0 年 6 月 2 2 日 市 民 局 人 権 課

「横浜市犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子」についての 市民意見募集の実施について

横浜市では、平成24年度に「横浜市犯罪被害者相談室」を市民局人権課に開設し、犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する市民とその御家族、御遺族(以下、犯罪被害者等)の相談に応じ支援を行っていますが、犯罪被害者等の抱える問題は多岐に及ぶため、様々な支援が必要となります。

そこで本市では、犯罪被害者等への支援の充実や、市民の理解協力等の観点から、「(仮称) 横浜市犯罪被害者等支援条例」の制定に取り組むこととし、その骨子を案としてまとめました。これについて、幅広く市民の皆様の御意見を伺うため、市民意見募集を実施します。

- 1 横浜市犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子 別添意見募集用リーフレット参照
- 2 意見募集期間

平成30年6月27日(水)~7月27日(金)

3 資料の配布・閲覧場所

各区役所区政推進課、市民局人権課、市民情報センター、地区センター等市民利用施設(点字版・音声版も配架します。横浜市ホームページにも掲載します。)

4 意見の提出方法

郵便(リーフレット添付の専用はがき(切手不要))

ファクシミリ

電子メール

横浜市ホームページ

担 当:市民局人権課 北川・岡庭

電 話:671-3118 FAX:681-5453

E-mail: sh-jinken@city.yokohama.jp

市民の皆様の御意見を募集します

意見募集期間

平成30年6月27日(水)▶7月27日(金)

(郵送の場合は消印有効、ファックスまたはメールの場合は、当日の送信日時記録 有効)

意見提出方法

住所・氏名を御記入の上、郵便/ファックス/電子メール/横浜市ホームページにて 「横浜市犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子について」御意見をお寄せください。

- ●郵便の場合は、本紙内のはがきを御利用ください。(任意の様式でも構いませんが、郵送料金は御負担いただくことになります。)
- ●ファックス、電子メールの場合は、所定の書式はありません。本紙内のハガキを御参照ください。
- ●横浜市のホームページについては、[横浜市市民局人権課 ホームページ]を御参照ください。
- ●氏名及び住所は、責任ある御意見を求める趣旨により記載していただいています。
- ●いただいた御意見には、個別に回答致しませんので、御了承ください。
- ●電話または来庁による口頭でのお申し出につきましては、受付できませんので御了承願います。
- ●御記入いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の 連絡・確認の目的に限って利用します。
- ●いただいた御意見は、御意見の概要とそれに対する横浜市の考え方を取りまとめ、後日公表するとともに、「(仮称)横浜市犯罪被害者等支援条例 の検討の参考に利用させていただきます。

斗金受取人払郵便 横浜港局 承認

4309

差出有効期限 平成31年 3月31日まで 切手を貼らずに

お出しください

郵便はがき

231-8790

017

横浜市中区港町1-1 横浜市市民局人権課 行

横浜市犯罪被害者等支援に関する 条例案の骨子についての市民意見募集

- իլիկիկիկիկիկիկիսիսինկիդերերերերերերերերերեր

御住所			
ふりがな御氏名			

※御意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては、横浜市個人情報の 保護に関する条例に従って、適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務に のみ利用させていただきます。

問い合わせ先

横浜市市民局人権課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-3118

FAX 045-681-5453

E-mail sh-bosyuu@city.yokohama.jp









発行:平成30年6月 横浜市市民局人権課

条例案の骨子について

市民の皆様の 御意見を

平成30年6月27日(水)▶7月27日(金)

横浜市では、犯罪被害者等基本法及び国の犯罪被害者等基本計画に基づき、平成24年度に総合相談窓口 として「横浜市犯罪被害者相談室」を市民局人権課に開設しました。

「横浜市犯罪被害者相談室」では、犯罪等の被害にあい、様々な問題に直面する市民とその御家族、御遺族 (以下、犯罪被害者等)が再び平穏な生活を営むことができるように、相談に応じ支援を行っていますが、犯罪 被害者等の抱える問題は多岐に及ぶため、様々な支援が必要となります。

そこで本市では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等への 支援の充実や、市民の理解協力等の観点から、「(仮称)横浜市犯罪被害者等支援条例」を制定する必要がある と考え、その骨子を案としてまとめましたので、広く市民の皆様の御意見を募集します。

犯罪被害にあうと…

多くの人は、犯罪被害について「自分には無関係」「自分に起きるはずはない」などと考えてしまいがちです。 しかし、平成29年の横浜市内の刑法犯の総数は19,769件にのぼり、そのうち、殺人等の凶悪事件は108件 となっています。ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれ、命を奪われたり負傷したりしてしまうことが、誰に でも起こりうるのです。

犯罪にあうと、心身や財産等への直接の被害だけでなく、捜査や裁判等、司法上の手 続き、生活上の様々な手続き等が必要になったり、加害者からのさらなる被害の心配が あったりするなどの問題が生じます。また、周囲の心ない言動によって、さらに傷つけられ ることもあります。これらすべてが負担となり、日常生活を送ることが困難になることが 少なくありません。

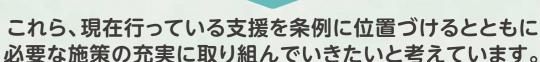


犯罪被害者等がその受けた被害から回復し又は軽減し、再び平穏な生活を送ること ができるようになるために、個別相談支援、日常生活支援、精神面への支援、住居支援、 経済的負担の軽減、普及啓発活動などが必要とされています。

横浜市 犯罪被害者相談室の現状

現在、横浜市では「横浜市犯罪被害者相談室」を設け、社会福祉の専門職員を中心に、被害者等からの 相談に応じ、次のような取組を行っています。

- ① 個別相談支援 ⇒ 相談・情報提供・他機関連絡調整・カウンセリング・付き添い支援等
- ② 市民等への啓発活動 ⇒ 被害者等による講演、パネルディスカッションを含めた講演会
- ③ 市職員等への研修の実施 ⇒ 被害者等による講演、行政や県警察等各関係機関の取組についての研修
- ⑷ 被害者支援体制整備のための取組 ⇒ 県警察等各関係機関と共同した支援体制整備への取組





犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子

目的

犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護と被害の軽減及び 回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

基本理念

- ◆ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう、配慮して行わなければならないものとします。
- ◆ 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて 適切に行われるものとします。
- ◆ 犯罪被害者等は、再び平穏な生活を営むことができるよう必要な支援等を受けることができるものとします。
- ◆ 支援を行うにあたっては、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進され、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の防止のほか、安全の確保等に配慮をしなければならないものとします。

定義

• 犯罪等	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。		
• 犯罪被害者等	犯罪等により書を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有する者をいいます。		
●市民等	市内に住所を有する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が市民活動を行う団体等をいいます。		
●関係機関等	国、県、警察その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体 その他犯罪被害者等の支援に関係する者をいいます。		
●事業者等	市内で事業活動を行う事業者、及び犯罪被害者等を雇用する者等をいいます。		
●二次的被害	犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、 心身の不調、プライバシーの侵害等をいいます。		

市の責務

市は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施します。また、その施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、協力するものとします。

市民等の責務

市民等は、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性等についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとします。また、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとします。

事業者等の責務

事業者等は、犯罪被害者等が 置かれている状況及び支援 の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労及び 勤務、また、事件後に必要な 各種手続等について十分に 配慮するよう努めるものとし ます。







条例に基づく支援策等

●日常生活支援

- 横浜市は、日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、 家事・育児等の適切な福祉保健サービスが提供されるよう必要な支援を行います。
- 横浜市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行います。
- 横浜市は、犯罪被害者等の犯罪等に起因する、日常生活及び就学における経済的負担の軽減を図る ため、一時的な生活資金の助成等、必要な支援を行います。
- 横浜市は、犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるよう必要な支援を行います。
- 横浜市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている 状況について事業者等の理解を深める等必要な支援を行います。

●人材の育成

横浜市は、相談・助言その他の犯罪被害者等の 支援を行う人材を育成するため、研修等必要な 施策を行うものとします。

●民間支援団体への支援

横浜市は、犯罪被害者等の支援において民間支援 団体が果たす役割の重要性をふまえ、その活動の 促進を図るため、情報の提供等必要な施策を行う ものとします。

●市民等への啓発活動

横浜市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないようにするため、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題、二次的被害の防止の重要性について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を行うものとします。

●その他

現在の「横浜市犯罪被害者相談室」をこの条例案に 定める支援を総合的に実施するための窓口と位置 づけ、また、関係機関等と連携・協力して、犯罪被害 者等の支援にあたることができるよう、総合的な 支援体制を整備するものとします。



横浜市犯罪被害者等支援に関する 条例案の骨子について

・ 意見記入用紙 ・

※いただいた御意見につきましては、市の考え方と併せてホームページで公表します
※御記入いただいた内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。